

〈専〉京都伝統工芸大学校 GPA 制度に関する実施要項

平成 31 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この要項は、（専）京都伝統工芸大学校（以下「本校」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、本校が掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

（評価及びGP）

第 2 条 〈専〉京都伝統工芸大学校単位認定に係る成績評価に関する規程第 4 条に定める成績評価、及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値（評価点）。以下「GP」という。）の標語と評価点は、次表のとおりとする。

区分	成績標語	GP	評価基準	対応する得点
合格	秀	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。	90 点以上
	優	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	80～89 点
	良	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	70～79 点
	可	1	到達目標を達成している。	60～69 点
不合格	不可	0	到達目標を達成していない。	60 点未満

（GPAの種類と算出方法）

第 3 条 GPA には、学期ごとに算出した当該学期 GPA と、各学期を累積した通算 GPA があり、いずれもその計算方法は、次のとおりとし、計算値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して表記する。

学期 GPA = $\frac{\text{（当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$

通算 GPA = $\frac{\text{（全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$

(GPA対象科目)

第4条 当校の学則に規定する卒業要件に係わる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び通算GPA対象科目から除くものとする。

- (1) 合否等により判定する授業科目
- (2) 他の教育施設で修得した単位と認定された授業科目
- (3) 履修登録取消の手続きを行った授業科目

(成績評価の厳格化)

第5条 校長は、成績評価分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。

(成績通知と成績証明書)

第6条 各学期の成績通知においては、学期GPAと通算GPAを記載するものとする。

2 成績証明書にGPAを記載する場合には、算出方法などをあわせて記載する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、教員会議の議を経て、校長が別に定める。

附則

この要項は、平成31年4月1日から実施し、平成29年度入学者から適用する。